

3新食第982号
3畜産第1017号
3畜産第1946号
令和3年11月10日

日本小売業協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課長
農林水産省畜産局企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認により出荷等に影響を受ける生産者等への資金の円滑な融通等について

今般、秋田県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところです。

疑似患畜の確認に伴う家きんの殺処分、移動制限等により、家きんの生体、卵、肉等の出荷ができなくなった生産者、食鳥処理業者、家きんの卵選別包装業者等や、売上高の減少等の影響を受ける食品加工・販売事業者、外食事業者等においては、経営に必要な資金の調達にも支障を来すことが懸念される所です。

つきましては、これら経営の実情を十分御理解の上、経営の維持継続に必要な資金の円滑な融通や、個別の経営に応じた既貸付金の償還猶予等が図られるよう、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼するとともに、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に係る経営支援対策の周知等について」（令和3年11月10日付け3消安4090号、3畜産第1020号、3経営第1945号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局企画課長、経営局金融調整課長通知）を発出したので、御了知の上、貴会関係者に対し周知願います。

なお、今後の病原性確認検査の結果、当該疑似患畜が低病原性鳥インフルエンザであることが確定した場合であっても、生産者等の経営に支障を来すことのないよう、関係資金の円滑な融通や既貸付金の償還猶予等について、同様に御配慮いただくよう関係機関に依頼していることから、引き続き周知を行っていただくようお願いいたします。